資料番号	1
------	---

令和7年11月19日

課名商工労働局商工労働総務課

担当者 課長 藤原

内線 3310

広島県立産業会館に係る指定管理者の候補者の選定について

1 要旨

広島県立産業会館の指定管理者について、広島県指定管理者選定委員会産業振興部会(以下「産業振興 部会」という。)での審査を踏まえ、指定管理者の候補者を次のとおり選定した。

2 対象施設

- (1) 広島県立広島産業会館(広島市南区比治山本町12番18号)
- (2) 広島県立ふくやま産業交流館(福山市御幸町大字上岩成字正戸476番5号)

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

4 候補者の選定状況

(1) 広島県立広島産業会館

候補者	応募者名	所在地	代表者名		
0	(公財) ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町三丁目4番47号	池田 晃治		

(2) 広島県立ふくやま産業交流館

候補者	応募者名	所在地	代表者名		
-	(株)オオケン	広島市南区松川町5番9号	大中 幹夫		
0	(株) イズミテクノ	広島市西区商工センター二丁目3番1号	本田 雅彦		

※詳細は、別紙のとおり。

広島県立広島産業会館に係る指定管理者の候補者の選定について

1 指定管理者候補者

候 補 者	公益財団法人ひろしま産業振興機構
代 表 者	理事長 池田 晃治
住所	広島県広島市中区千田町三丁目7番47号
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日(予定)
納 付 提 案 額	245,000千円(固定納付金)

【選定理由】

産業振興部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、これまでの管理実績等から安定した運営が期待でき、利用促進策についても着実性が認められると評価された。

2 施設の概要

所 在 地	広島県広島市南区比治山本町 12 番 18 号
施設の設置目的	産業及び地域の振興に資するため
現指定管理者	公益財団法人ひろしま産業振興機構

3 応募者

		応	募	者	名	Ē	听	在	地	代	表	者	名
A	公立	注 財団法	5人ひろ	ろしま	産業振興機構	広島県広島市	中区	千田町	三丁目7番47号	Ä	也田	晃剂	台

4 広島県立広島産業会館指定管理者選定状況

(1) 産業振興部会委員

部 会 長	藤原 利昌	(広島県商工労働局商工労働総務課長)
	大林 ゆかり	(大林ゆかり社会保険労務士事務所 社会保険労務士)
	親泊 健	(親泊健公認会計士事務所 公認会計士)
委 員	蔵田 秀和	(広島県中小企業団体中央会 専務理事)
	長谷川 信男	(広島県商工会連合会 専務理事)
	和田 崇	(県立広島大学地域創生学部教授) ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の効用を最大限発揮するとともに施設の管理経費の縮減を図る観点から、「I 利用者サービスの向上・確保」、「I 利用促進、新たなイベント提案」及び「VI 申請提案額の実現性」に重点をおいて審査を行った。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者 A	評価及び選定理由
I 利用者サー ビスの向上・ 確保	・開館日、利用時間などは、利用者の ニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について 円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への 的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られている か(緊急時の避難体制等を含む) ・個人情報の取扱いが適切に行える 見込みか	20	15. 3	○これまでの管理実績等から、安定した運営が期待できると評価された。
II 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ 現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がな されているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適 当か ・施設の効用発揮のための魅力的な 提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方は どうか ・特定の者等に有利な利用とならな いか	20	14. 7	○利用促進策等について着 実性があると評価された 一方で、利用者増や、さら なる施設の効用発揮に向 けて、より効果的な取組を 検討してほしいという意 見があった。
Ⅲ 維持管理水 準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取 組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たし ているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基 準を満たしているか	10	7.3	○施設の老朽化が進む中、着 実に予防修繕を行うなど、 修繕及び維持管理の面に おいて問題ないと評価さ れた。
IV 申請者の経 営状況・信頼 性	・職員の執行体制(安全管理・労災) が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法 律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制は確 保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切 か ・業務や安全管理等に対する職員研 修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託 先は適切か ・不測の事態への対応(保険等)はどう か ・財務状況は健全か	10	8.0	○これまでの実績から、安定 した運営が期待できると 評価された。

審査基準	審査の項目	配点 ウェイト	応募者 A	評価及び選定理由
V 申請者の取 組姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が 取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請 者の取組姿勢はどうか	10	7. 0	○同社の産業支援機能や他 の産業振興機関とのネットワークを活かした取り 組み姿勢が評価された。
VI 申請提案額 (金額評価)	固定納付金及び変動納付金による評価 【固定納付金】 申請者の提案額/最高提案額×5 【変動納付金】 申請者の提案率/最高提案率×5 ※指定管理期間の全体額(5年間分	5	5. 0	○固定納付金及び変動納付金(納付率)は次のとおり。
	を合算) ※小数点第1位まで求める。小数第 2位切捨て。 ※申請者の提案額又は提案率が、最 低額(245,000千円)又は最低納 付率(70%)を下回る場合は失格	5	5. 0	245,000 千円、100%
VII 申請提案額 の実現性	・申請提案と事業計画は整合しているか ・事業環境の変化を合理的に予測した上での提案となっているか ・仮説の論理建てができている内容となっているか ・過去の同種事業の実績に基づく、 実現性の高い内容となっているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収支差額増への取り組み内容はどうか	20	14. 7	○申請提案額について、固 く見積もられており、実 現性に問題ないと評価さ れた。
,	合 計 点 数	100	77. 0	

[※]本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

広島県立ふくやま産業交流館に係る指定管理者の候補者の選定について

1 指定管理者候補者

候 補 者	株式会社イズミテクノ
代 表 者	代表取締役 本田 雅彦
住所	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号
指定期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日 (予定)
申請提案額	0円 (予定)

【選定理由】

産業振興部会において、応募者から提出された事業計画書など、提案内容を審査基準に基づき審査を行った。

その結果、指定管理料の申請提案額が最も低かったことに加えて、重点項目とした「利用者サービスの 向上・確保」、「利用促進、新たなイベント提案」及び「申請提案額の実現性」において、

- ① 利用者本位のきめ細やかなサービスの確保
- ② 具体性及び新規性があり、施設全体の利用促進につながる提案
- ③ 自社グループのネットワークを活かした調査に基づく集客可能性の高い提案などが、優れていると評価された。

2 施設の概要

所 在 地	広島県福山市御幸町大字上岩成字正戸 476 番 5 号
施設の設置目的	産業及び地域の振興に資するため
現指定管理者	株式会社イズミテクノ

3 応募者 (順番は申請順)

	応	募	者	名	所 在 地	代 表	者名
Α	株式	会社才	オケン	,	広島県広島市南区松川町5番9号	大中	幹夫
В	株式	会社イ	ズミテ	クノ	広島県広島市西区商工センター二丁目3番1号	本田	雅彦

4 広島県立ふくやま産業交流館指定管理者選定状況

(1) 産業振興部会委員

部 会 長	藤原 利昌	(広島県商工労働局商工労働総務課長)
	大林 ゆかり	(大林ゆかり社会保険労務士事務所 社会保険労務士)
	親泊 健	(親泊健公認会計士事務所 公認会計士)
委 員	蔵田 秀和	(広島県中小企業団体中央会 専務理事)
	長谷川 信男	(広島県商工会連合会 専務理事)
	和田 崇	(県立広島大学地域創生学部教授) ※ 委員の順番は50音順

(2) 審査基準及び結果等

施設の効用を最大限発揮するとともに施設の管理経費の縮減を図る観点から、「I 利用者サービスの向上・確保」、「I 利用促進、新たなイベント提案」及び「VI 申請提案額の実現性」に重点をおいて審査を行った。

った。		配点 応募者		募者	3T/π T ~ 10/33 - 1
審査基準	審査の項目	ウエイト	A	В	評価及び選定理由
I 利用者サー ビスの向 上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか・利用者の安全対策が取られているか(緊急時の避難体制等を含む)・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20	15. 3	16. 0	○同種の施設の管理実績から、両社とも安定した運営が期待できると評価された。 ○加えて、Bは、利用者本位のきめ細かな対応が評価された。
II 利用促進、 新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容(計画)は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	20	14. 0	15. 3	○Aは、利用促進策等に斬新さは認められたものの、具体性に乏しく、低い評価となった。 ○Bは、具体性をもった新たな切り口で、旧レストランエリアの利活用を施設全体の利用促進につなげる提案が評価された。
Ⅲ 維持管理水 準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する 取組がなされているか・警備・清掃等は仕様書基準を満 たしているか・設備・機器等の保守点検は仕様 書基準を満たしているか	10	7. 3	7. 3	○両社とも公共施設の管理 実績があり、維持管理の面 において問題ないと評価 された。
IV 申請者の経 営状況・信頼 性	・職員の執行体制(安全管理・労 災)が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する 法律に基づく法定雇用率の達成 ・責任者常駐の有無等、責任体制 は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は 適切か ・業務や安全管理等に対する職員 研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委 託先は適切か ・不測の事態への対応(保険等)は どうか ・財務状況は健全か	10	7. 7	8. 0	○両社とも執行体制や職員 配置及び緊急時の体制等 については問題ないと評 価された。

審査基準	審査の項目	配点ウェイト	応 A	募者 B	評価及び選定理由
V 申請者の取 組姿勢	・施設の目的・公共性の理解度は どうか ・地域や関係団体等との連携体制 が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申 請者の取組姿勢はどうか	10	7.3	8. 0	○Aは、県東部地域の振興に向けた取組姿勢が評価された。 ○Bについては、グループ会社のネットワークを十分に活かす姿勢が高く評価された。また、委員の質問に対する回答がより明確であったと評価された。
VI 申請提案額 (金額評価)	指定管理料及び変動納付金による評価 【指定管理料】 最低提案額/申請者の提案額×5点 【変動納付金】 申請者の提案率/最高提案率×5点 ※指定管理期間の全体額(5年間 分を合算)	5	0.0	5. 0	○指定管理料については、B の方が低額だった。A: 25,000 千円 B: 0 千円
	※小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て。※申請者の提案額又は提案額が指定管理料上限額(26,760千円)を上回る場合又は最低納付率(70%)を下回る場合は失格	5	5. 0	3.8	○変動納付金(納付率)については、Aの方が高かった。 A:90%、B:70%
VII 申請提案額 の実現性	・申請提案と事業計画は整合しているか ・事業環境の変化を合理的に予測した上での提案となっているか ・仮説の論理建てができている内容となっているか ・過去の同種事業の実績に基づく、実現性の高い内容となっているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか ・収支差額増への取り組み内容はどうか	20	11. 3	15. 3	○Aは、利用促進策の実現可能性について明確な説明がなく、低い評価となった。 ○Bは、利用促進策について、自社グループのネットワークを活かした調査に基づく集客可能性の高い提案となっており、実現性が高いと評価された。
合計点数		100	68. 0	78.8	※ 2

^{※1)} 本結果は、6名の委員の平均点によるものである。

^{※2)} 点数は小数第2位を四捨五入して記載しているため、各審査基準の得点の合計は、合計点数と一致しない 場合がある。